

富 山 県 報

目 次

条 例

○富山県農政審議会条例の一部を改正する条例	1
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	2
○富山県医学生等修学資金貸与条例及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例	3
○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例	5
○富山県営住宅条例の一部を改正する条例	8
○富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正する条例	
○富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を改正する条例	9

条 例

富山県農政審議会条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県医学生等修学資金貸与条例及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例、富山県港湾管理条例の一部を改正する条例、富山県営住宅条例の一部を改正する条例、富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正する条例及び富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 9 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第39号

富山県農政審議会条例の一部を改正する条例

富山県農政審議会条例（昭和37年富山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 4 号を次のように改める。

(4) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第 112 号）に基づく基本計画の作成及び変更

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（農林水産企画課）

富山県条例第40号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 222 の項中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に、「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に改め、同表の 223 の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に改め、同表の 223 の 2 の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同表の 229 の項中「第 2 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「第 4 条第 1 項」を「第 3 条」に改め、同表の 230 の項及び 231 の項中「第 2 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同項の次に次のように加える。

231 の 2 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第 4 条の規定により同法の施行の日前に行う通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第 228 号）による改正後の旅行業法施行令第 5 条第 2 項の規定に基づく同法第 2 条の規定による改正後の旅行業法第23条に規定す	旅行サービス手配業登録申請手数料	17,000円
--	------------------	---------

る旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査		
------------------------	--	--

別表第 1 の 393 の項中「第 25 条の 4 第 16 項」を「第 25 条の 4 第 17 項」に改める。

別表第 3 の 8 の項中「第 3 条第 1 号」を「第 2 条第 1 号」に改める。

第 2 条 富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 231 の 2 の項中「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）附則第 4 条の規定により同法の施行の日前に行う通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 228 号）による改正後の」及び「同法第 2 条の規定による改正後の」を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中別表第 1 の 229 の項から 231 の項まで及び 393 の項並びに別表第 3 の 8 の項の改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条中別表第 1 に 231 の 2 の項を加える改正規定 平成 29 年 11 月 1 日
(財 政 課)

富山県条例第 41 号

富山県医学生等修学資金貸与条例及び富山県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(富山県医学生等修学資金貸与条例の一部改正)

第 1 条 富山県医学生等修学資金貸与条例（昭和 42 年富山県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「無利息で」を削る。

第 3 条の見出し中「貸与額」の次に「及び利率」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前条第 1 号又は第 2 号に掲げる者に貸与する修学資金は、無利息とする。
- 4 前条第 3 号又は第 4 号に掲げる者に貸与する修学資金には、当該貸与を受け

た日の翌日から次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日（第 6 条第 1 項の規定により貸与を取り消された場合にあつては、当該取り消された日）までの日数に応じ、当該貸与を受けた各月分の修学資金の額につき年 5 パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

- (1) 前条第 3 号に掲げる者 第 4 学年を修了する日
- (2) 前条第 4 号に掲げる者 大学を卒業する日

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「より、」の次に「第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者として修学資金の貸与を受けた者にあつては」を、「修学資金」の次に「、同条第 3 号又は第 4 号に掲げる者として修学資金の貸与を受けた者にあつては貸与を受けた修学資金に第 3 条第 4 項の規定により計算した利息を付しこれを」を加える。

第 8 条各号列記以外の部分中「返還」の次に「の債務の履行」を加え、同条第 6 号中「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に改める。

第 9 条の見出しを「（返還の債務の免除）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「全部の返還」を「返還の債務の全部」に改め、同条第 3 項中「一部の返還」を「返還の債務の一部」に改め、同条第 4 項中「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に、「全部又は一部の返還」を「返還の債務の全部又は一部」に改める。

第 10 条第 2 項中「を返還」を「に第 3 条第 4 項の規定により計算した利息を付してこれを返還」に改め、同条第 3 項中「返還」の次に「の債務の履行」を加え、同条第 4 項中「全部又は一部の返還」を「返還の債務の全部又は一部」に改める。

(富山県地域医療確保修学資金貸与条例の一部改正)

第 2 条 富山県地域医療確保修学資金貸与条例（平成 20 年富山県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「無利息で」を削る。

第 3 条の見出し中「及び貸与額」を「、貸与額及び利率」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 修学資金には、貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が特定大学を卒業する日（第 6 条第 1 項の規定により貸与を取り消された場合にあつては、当該取り消された日）までの日数に応じ、当該貸与を受けた各月分の修学資金

の額につき年 5 パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

第 7 条各号列記以外の部分中「を返還」を「に第 3 条第 2 項の規定により計算した利息を付してこれを返還」に改める。

第 8 条各号列記以外の部分中「返還」の次に「の債務の履行」を加え、同条第 6 号中「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に改める。

第 9 条の見出しを「(返還の債務の免除)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「全部の返還」を「返還の債務の全部」に改め、同条第 3 項中「一部の返還」を「返還の債務の一部」に改め、同条第 5 項中「を返還すること」を「の返還の債務の履行」に、「全部又は一部の返還」を「返還の債務の全部又は一部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
(富山県医学生等修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 平成30年 3 月31日において現に富山県医学生等修学資金貸与条例第 2 条第 3 号又は第 4 号に掲げる者として医学生等修学資金の貸与を受けている者及び返還を猶予されている者に係る医学生等修学資金の利率、返還、返還の猶予及び返還の債務の免除については、第 1 条の規定による改正後の富山県医学生等修学資金貸与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(富山県地域医療確保修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 平成30年 3 月31日において現に地域医療確保修学資金の貸与を受けている者及び返還を猶予されている者に係る地域医療確保修学資金の利率、返還、返還の猶予及び返還の債務の免除については、第 2 条の規定による改正後の富山県地域医療確保修学資金貸与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(医 務 課)

富山県条例第42号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例(昭和37年富山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項中

4	引船使用料	基本料金	作業 1 時間につき		
			1 2,600 馬力引船		
			(1) 総トン数 5,000 トン未満の船舶	69,000円	74,520円
			(2) 総トン数 5,000 トン以上 9,000 トン未満の船舶	91,000円	98,280円
			(3) 総トン数 9,000 トン以上 12,000 トン未満の船舶	114,000円	123,120円
			(4) 総トン数 12,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶	136,000円	146,880円
			(5) 総トン数 15,000 トン以上 20,000 トン未満の船舶	157,000円	169,560円
			(6) 総トン数 20,000 トン以上 25,000 トン未満の船舶	177,000円	191,160円
			(7) 総トン数 25,000 トン以上 30,000 トン未満の船舶	194,000円	209,520円
			(8) 総トン数 30,000 トン以上 40,000 トン未満の船舶	211,000円	227,880円
			(9) 総トン数 40,000 トン以上の船舶	225,000円	243,000円
			2 3,000 馬力引船		
			(1) 総トン数 5,000 トン未満の船舶	77,000円	83,160円
			(2) 総トン数 5,000 トン以上 9,000 トン未満の船舶	102,000円	110,160円
			(3) 総トン数 9,000 トン以上 12,000 トン未満の船舶	128,000円	138,240円
			(4) 総トン数 12,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶	153,000円	165,240円
			(5) 総トン数 15,000 トン以上 20,000 トン未満の船舶	177,000円	191,160円
			(6) 総トン数 20,000 トン以上 25,000 トン未満の船舶	199,000円	214,920円
			(7) 総トン数 25,000 トン以上	218,000円	235,440円

	上30,000トン未満の船舶		
(8)	総トン数30,000トン以上40,000トン未満の船舶	237,000円	255,960円
(9)	総トン数40,000トン以上の船舶	252,000円	272,160円

を

4	引船使用料	基本料金	作業 1 時間につき		
			(1) 総トン数 5,000 トン未満の船舶	77,000円	83,160円
			(2) 総トン数 5,000 トン以上 9,000 トン未満の船舶	102,000円	110,160円
			(3) 総トン数 9,000 トン以上 12,000 トン未満の船舶	128,000円	138,240円
			(4) 総トン数 12,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶	153,000円	165,240円
			(5) 総トン数 15,000 トン以上 20,000 トン未満の船舶	177,000円	191,160円
			(6) 総トン数 20,000 トン以上 25,000 トン未満の船舶	199,000円	214,920円
			(7) 総トン数 25,000 トン以上 30,000 トン未満の船舶	218,000円	235,440円
			(8) 総トン数 30,000 トン以上 40,000 トン未満の船舶	237,000円	255,960円
			(9) 総トン数 40,000 トン以上 50,000 トン未満の船舶	252,000円	272,160円
			(10) 総トン数 50,000 トン以上 60,000 トン未満の船舶	268,000円	289,440円
			(11) 総トン数 60,000 トン以上 70,000 トン未満の船舶	285,000円	307,800円
			(12) 総トン数 70,000 トン以上 80,000 トン未満の船舶	303,000円	327,240円
			(13) 総トン数 80,000 トン以上 90,000 トン未満の船舶	322,000円	347,760円
			(14) 総トン数 90,000 トン以上	342,000円	369,360円

	上の船舶		
--	------	--	--

に改め、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に知事の許可を受けて引船を使用している者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（港 湾 課）

富山県条例第43号

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条第 1 項中「第11条」を「第12条」に改める。

第16条第 1 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第38条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

富山県条例第44号

富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める

条例の一部を改正する条例

富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「10 平方メートル」の次に「（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第 63 条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、10 平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第 6 条に次の 1 項を加える。

6 政令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、政令第 6 条第 6 項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限）

第 7 条 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（都市計画課）

富山県条例第 45 号

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

- (1) 富山県立都市公園条例（昭和 52 年富山県条例第 41 号）第 22 条
- (2) 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和 58 年富山県条例第 4 号）第 24 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（都市計画課）